

横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

制 定 平成 27 年 7 月 10 日
環創エネ第 139 号 副市長決裁
最近改正 令和 6 年 5 月 20 日
脱力第 117 号 局長決裁

(総則)

第 1 条 横浜市水素供給設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、
「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成 17 年 11 月市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、水素供給設備の整備事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、水素社会の実現に向けた燃料電池自動車等の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車等」とは、燃料電池を搭載し水素を燃料電池の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 2 項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条 2 項に規定する自動車をいう。）を「燃料電池自動車」とし、また、このほかに水素をエネルギーとして活用する社会の推進および実現に資する水素利用端を含めたものをいう。
 - (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する新設の設備で、固定式のものをいう。
 - (3) 「経済産業省補助金」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）をいう。
 - (4) 「経済産業省補助金交付規程」とは、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程（令和 5 年 4 月 14 日施行）をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第 4 条 市長は、横浜市内で補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）が補助対象事業の実施に必要とする経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助金の補助対象事業者は次に掲げる要件の全てに該当する者、もしくはその他これらに準ずるものとして、市長が認定した者とする。
 - (1) 経済産業省補助金の交付決定を受けた法人または個人事業者
 - (2) 市税の滞納がないこと
- 3 補助対象経費は、経済産業省補助金の補助対象経費と同一とする。
- 4 対象となる水素供給設備の種類ごとの補助額は、別表1に掲げる額とする。
- 5 補助設備数は、各会計年度内における予算の範囲内で補助可能な設備数とする。
- 6 原則、設備は商用を目的とするものであること。
- 7 補助対象事業者は、別表2の期限までに横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、申請する補助金額（以下、「補助金申請額」という。）を記載した横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、別表3に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、受付期間は別表2に定める。

- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- 3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、既に第7条第2項に規定する事業着手をしている場合は申請してはならない。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
- 5 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表4に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、交付申請書を複数受理した場合は、予算額を受付件数に応じて按分することで補助金額を算出することとする。なお、按分により算定した補助金額は千円未満を切り捨てるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（事業着手）

第7条 申請者は前条の規定による交付決定の前に、当該補助対象事業に着手している場合は、補助金の交付を受けることができない。

2 前項に定める補助対象事業の着手日は、次に掲げる日のうち、最も早い日とする。

- (1) 工事の着手のあった日
- (2) 工事契約のあった日
- (3) 工事代金の支払いの完了した日

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付申請取下届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更又は廃止の承認申請)

第9条 申請者は、交付決定通知書に記載された補助事業の内容について変更しようとするとき又は事情の変化により廃止しようとするときは、あらかじめ、横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認申請書（第4号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画変更又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の変更等承認申請書の提出があったときは、当該変更等承認申請書について審査し、その内容を適当と認めたときは、承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認通知書（第5号様式）により、変更等承認申請者に通知するものとする。

(再申請の禁止)

第11条 第8条に定める交付申請の取下げを届け出た者及び第10条の廃止の承認を受けた者は、同年度内は、本事業について第5条第1項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

(契約等)

第12条 申請者は、補助対象事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、入札に付すことが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第13条 債権譲渡の禁止については、経済産業省補助金交付規程の内容に準ずるものとする。

(遅延等の報告)

第14条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、横浜市水素供給設備整備事業費補助金事故報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第15条 申請者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに横浜市水素供給設備整備事業費補助金実施状況報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 第6条第3項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業を完了した後、横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）に別表5に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

2 前項に規定する事業の完了日は、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 設置工事の完了した日
- (2) 代金支払が完了した日

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号から第5号に掲げるものとする。

4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表4に定める方法により利益等を排除して実績報告をしなければならない。なお、提出書類は、利益排除済みのものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、横浜市水素供給設備整備事業費補助金の額の確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、必要があるときは現地調査をすることができる。

(補助金の交付等)

第18条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定める期日までに横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。市長は、この提出をも

って、横浜市会計規則（令和6年3月 市規則第26号）に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定、又は交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第8条の規定による交付申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 第17条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) 第9条の規定による補助対象事業の廃止に係る書類の提出があった場合
- (6) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (7) 補助金交付を受けようとする会計年度に事業に着手又は完了しないとき
- (8) 補助対象事業の前提となる国の補助対象事業内容に変更があったとき
- (9) 第14条または第15条に基づく市長の指示に違反した場合
- (10) 別表2に定める期日までに実績報告書を提出できなかった場合
- (11) 交付決定後に別の申請があり、第6条第2項に定める予算額の按分による補助金額の算出が必要となったとき

2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市水素供給設備整備事業費補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、交付決定者に理由を付して通知するものとする。

3 前項の規定は、補助金交付額の確定後においても適用するものとする。

（見積書又は入札結果の提出）

第20条 補助対象事業者は、第16条第1項に規定する実績報告書を提出する際に、入札等の報告書（第15号様式）、補助金規則第14条第1項第4号および第5号に規定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料、及び見積書徵収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を、市長に提出しなければならない。

2 契約の性質上、前項の方法により難いと認め、随意契約を行う時は予め随意契約時の選定理由書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第21条 市長は、第19条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第22条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）

を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償をしない。

- 2 補助対象事業者は、水素供給設備を取得した日の翌月から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（別表 6）内において、市長の承認を受けないで、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る財産処分承認申請書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第 13 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 補助対象事業者が取得財産の処分をしたことにより交付の目的及び要件に反したときは、市長は補助金の範囲内で全部又は一部を市に返還させることとする。なお、返還割合は別表 7 に定める。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
- 6 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況について報告を求め、又は関係職員によって隨時調査をすることができる。

（帳簿等の保存義務）

第 23 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を第 22 条第 2 項に定める期間、保存しなければならない。

（届出事項）

第 24 条 補助対象事業者は補助対象事業の完了後、次の各号に該当するときは、速やかに横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る事業内容変更届出書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業者の住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称）を変更したとき

（提出部数）

第 25 条 この要綱に定める交付申請書（第 1 号様式）及び実績報告書（第 8 号様式）の書類の提出部数は、2 部とする（受付後 1 部を控えとして提出した者に返却する）。また、その他の申請書類、報告書類及び届出書類の提出部数は 1 部とするので、補助対象事業者は必要に応じて写しをとること。

（暴力団の排除）

第 26 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）

（2） 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）

（3） 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

（4） 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

（5） その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則（制定 平成 27 年 7 月 10 日 環創エネ第 139 号、副市長決裁）

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（改正 平成 28 年 6 月 22 日 環創エネ第 141 号、局長決裁）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 29 年 7 月 24 日 環創エネ第 188 号、局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 30 年 7 月 13 日 環創エネ第 228 号、局長決裁）

この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（改正 令和元年 7 月 8 日 環創エネ第 247 号、局長決裁）

この要綱は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

附 則（改正 令和 2 年 4 月 10 日 環創エネ第 38 号、局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 5 月 24 日 環創エネ第 78 号、局長決裁）

この要綱は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 6 月 15 日 環創エネ第 146 号、局長決裁）

この要綱は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（改正 令和 5 年 6 月 20 日 環創エネ第 174 号、局長決裁）

この要綱は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（改正 令和 6 年 5 月 20 日 脱力第 117 号、局長決裁）

この要綱は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

別表1（第4条、第17条関係） 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助金申請額、上限額及び補助対象経費と経済産業省補助金との差額を比較して一番低い金額とする。ただし、複数の交付申請書を受理したときは、予算額を受付件数に応じて按分することで補助金の交付額を算出する。交付決定後に別の交付申請書を受理した場合であっても同様とする。なお、按分した額は千円未満を切り捨てる。

補助上限額表

水素供給設備の規模	水素供給能力(Nm ³ /h)	供給方式	上限額(百万円)
大規模	500 以上	パッケージを含むもの 上記に該当しないもの	10
中規模①	300 以上		
	500 未満		
中規模②	50 以上		
	300 未満		
オンサイト方式 : 水素製造装置を敷地内に有する 大規模 : 平均的能力に加え、ピーク時には1時間に500Nm ³ の水素を充填できる能力を有するもの パッケージ : 主要設備を1又は2の筐体に内包した設備形態のもの 液化水素対応設備 : 水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備 水素供給能力 : 燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力 遠隔監視設備 : 水素ステーション敷地内に設置される被監視側の設備 ※主要設備とは、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー（冷凍機）をいう。			

備 考

- 1 水素供給設備整備における補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。
なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入れ控除が行うことができない場合には、その旨を記した理由書を添付することにより、仕入れ控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができます。この場合は、当該年度消費税の額の確定に伴う報告書及び消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表2（第4条、第5条、第16条、第18条、第19条関係） 申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

様式番号等	受付期間または提出期限
交付申請書(第1号様式)	各年度の申請受付開始の日から同年8月の第4週の金曜日まで
実績報告書(第8号様式)	交付申請した年の翌年3月の第4週の金曜日まで
請求書(第10号様式)	交付申請した年の翌年4月の第2週の金曜日まで

【条件】

- 上記書類の提出にあたっては、必要書類を全てそろえて、各書類の受付期間または提出期限までに市脱炭素・GREEN×EXP推進局カーボンニュートラル事業推進課に到着すること。
- 提出期限が閉庁日にあたるときは、前日をもってその期限とする。

別表3（第5条関係） 交付申請時に必要な書類

	様式番号等	書類名称
1		<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）財務諸表（直近2ヶ年分） 個人事業者の場合：個人番号カード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）
2		申請する施設に係る設備の仕様書
3		対象設備の計画図面
4		周辺地図
5	第16号様式	随意契約時の選定理由書（随意契約とする場合）
6		返信用封筒（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの各1部） <ul style="list-style-type: none"> A4判三つ折の書類が入る封筒[第1種定形、切手貼付等により返送できるもの]
（7～8の書類は、経済産業省補助金の交付決定を受けた場合のみ提出すること。）		
7		経済産業省補助金の補助金交付決定通知書の写し
8		経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した書類一式の写し
（9～11の書類は、記載内容を満たす8の写しがあれば省略可。）		
9	第22号様式	補助対象設備積算書
10	第17号様式	資金調達計画書
11	第18号様式	水素供給設備設置調査書
12		その他（市長が必要と認めるもの）

別表4（第5条、第16条関係）利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

（1）補助対象者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助対象者の関係会社（上記（2）を除く）

2 利益等排除の方法

（1）補助対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助対象者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

なお、（2）及び（3）が当該会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であった場合にはこの限りではない。

別表5（第16条関係） 実績報告時に必要な書類

	様式番号等	書類名称
1		工事の契約日がわかる書類（契約書、請書等）
2		工事の着手日がわかる書類
3		請求書（写し）
4		請求明細書（写し）
5		領収書（写し）又は金融機関発行の振込証（写し）
6		設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証（写し）
7		取得した設備の写真
8		完成図書
9		工程表（工事着手日記載）
10	第15号様式	入札等の報告書 (11～12の書類は、経済産業省補助金の交付決定を受けた場合のみ提出すること。)
11		経済産業省補助金の確定通知書の写し
12		経済産業省補助金の実績報告時に提出した書類一式の写し (13～16の書類は、記載内容を満たす12の写しがあれば省略可。)
13	第23号様式	補助対象設備明細書（確定）
14	第21号様式	補助対象設備 共通費按分表
15	第20号様式	補助対象設備・取得財産等明細表 対象表
16	第19号様式	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表
17		その他（市長が必要と認めるもの。）

別表 6 (第 22 条関係) 減価償却資産としての水素供給設備の耐用年数

保管書類	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 (第 19 号様式又は経済産業省補助金交付規程様式第 13)		
耐用年数	水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、 水素液化装置、液化水素貯槽・気化器、 水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、 蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、 冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、 散水設備・貯水槽、 制御・監視・検知警報設備等 その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するため必要な設備	8 年
	輸送用液化水素容器 輸送用車輛	車両及び運搬具	4 年
	工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、 給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却 (定額)]	15 年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> 取得財産等のうち取得価格が 50 万円以上のものについては、処分制限期間内は処分（目的外使用、売却、移設、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供することをいう。）することはできない。 ただし、あらかじめ「横浜市水素供給設備整備事業費補助金に係る財産処分承認申請書」(第 12 号様式)を横浜市に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに横浜市に報告すること。 		

備 考

- 上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間によるものとする。

別表 7 (第 22 条関係)　返還割合

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金相当額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある取得年月日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。(処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。)

・水素供給設備一式

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年に満たない場合	100%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年以上 2 年未満	88%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 2 年以上 3 年未満	75%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 3 年以上 4 年未満	63%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 4 年以上 5 年未満	50%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 5 年以上 6 年未満	38%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 6 年以上 7 年未満	25%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 7 年以上 8 年未満	13%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 8 年以上の場合	なし

・工事負担金

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年に満たない場合	100%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年以上 2 年未満	94%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 2 年以上 3 年未満	87%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 3 年以上 4 年未満	80%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 4 年以上 5 年未満	74%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 5 年以上 6 年未満	67%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 6 年以上 7 年未満	60%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 7 年以上 8 年未満	54%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 8 年以上 9 年未満	47%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 9 年以上 10 年未満	40%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 10 年以上 11 年未満	34%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 11 年以上 12 年未満	27%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 12 年以上 13 年未満	20%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 13 年以上 14 年未満	14%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 14 年以上 15 年未満	7%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 15 年以上の場合	なし